

平成29年度 地域国際交流活動助成金実施要領

1 目的

県内の民間団体が実施する国際交流事業、国際協力事業又は国際理解事業に対し、その事業経費の一部を助成することにより、県民の主体的な活動の実現と地域の国際活動の涵養を図ることを目的とする。

2 民間団体の定義

文化、スポーツなどの事業活動を行う民間団体で、原則として、次の要件に該当するものとする。

- (1) 設立に際し、国、県、市町等からの資金提供を受けていないこと
- (2) 特定の政治活動または宗教活動等を主たる目的とした団体でないこと
- (3) 事務所の所在地及び主な活動の場が県内であること
- (4) 代表者及び構成員が、原則として県民であること
- (5) 運営にあたり、構成員が5名以上であり、目的、組織、代表者等の定めがあること

3 助成対象事業

県内で直接実施され、広く県民が参加できる次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 県民と外国人との交流事業
- (2) 県民の国際交流・国際理解の促進に寄与する事業
- (3) 本県滞在または在住外国人に対する支援事業
- (4) 開発途上地域などへの食糧・物資援助を図る事業
- (5) その他、地域の国際交流等の推進に寄与すると理事長が認める事業

4 助成の対象とならない事業

次に該当する事業は、助成の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の企業の宣伝につながるおそれのある事業
- (3) 特定の政治活動または宗教活動に利用されるおそれのある事業
- (4) 公共の安全及び秩序または善良な風俗を害するおそれのある事業
- (5) その主たる目的が観光・興行などである事業
- (6) 平成30年3月12日までに実績報告書等が提出できない事業
- (7) 国、県、市町及び国際交流協会等の公的団体から資金的な援助を受けている事業

5 対象事業実施期間

平成29年4月1日から平成30年2月28日まで（ただし、4月～5月中に事業が完了しているものを除く。）

6 助成金額

助成金額は、1団体1事業につき10万円を上限とし、助成対象経費の2分の1以内とする。

ただし、他団体からの補助金や参加費収入等がある場合は、総事業費からその補助金等を差し引いた助成対象経費の2分の1以内とする。（千円未満切捨て）

7 助成対象経費

助成対象事業に要する直接経費とする。

ただし、団体の運営に充てられる経費（申請団体のメンバーに対する人件費等）、飲食を伴う経費等については助成対象外経費とする。

8 申請期間

募集	申請受付期間	助成金対象事業の実施時期
1次募集	4月20日から5月20日まで	4月1日から2月28日まで
2次募集	8月1日から8月20日まで	10月1日から2月28日まで

※協会の予算の範囲内で実施するため、2次募集を実施しない場合がある。

9 提出場所

公益財団法人愛媛県国際交流協会

〒790-0844 松山市道後一万1番1号（月曜～土曜日 8:30～17:15 ※日曜、祝祭日除く）

電話：089-917-5678 FAX：089-917-5670

10 助成対象事業の審査と選定

申請のあった事業は、その内容等を審査し、特に次に示す項目を勘案して選考する。

なお、適当と認めたときは、必要な条件を付して助成を決定し、速やかに助成の交付を希望する者に通知する。

審査基準項目	審査視点
①公益性	行政や企業等が取り組みにくい分野であるなど、県民が自ら取り組む事業であるか、受益者負担は適正であるか 等
②妥当性	地域の課題やニーズに対し、的確に対応しているか 等
③効果・効率性	地域社会への広がりや継続的活動等が期待できる活動か 等
④独創性	創意工夫や地域の特色等、個性ある取り組みであるか 等
⑤新規性	助成事業終了後も継続的な活動が見込まれるか。 団体や活動の発展が図られ、成果が地域市民に広がる可能性があるか。